

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について（案）

令和元年 12 月 4 日
原子力規制庁

1. 意見募集の結果

今般、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施したところ、その結果は以下のとおり。

1.1 放射性同位元素等の規制に関する法律の規則及び告示

(1) 概要

期 間：令和元年 10 月 17 日から同年 11 月 15 日まで（30 日間）

対 象：①眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則
②眼の水晶体の線量限度の変更のための放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する告示

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

(2) 意見公募の結果

○御意見数：2 件*

○御意見に対する考え方：別紙 1 のとおり

1.2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の関係告示

(1) 概要

期 間：令和元年 10 月 17 日から同年 11 月 15 日まで（30 日間）

対 象：眼の水晶体の線量限度の変更のための核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示等の一部を改正する告示

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

(2) 意見公募の結果

○御意見数：3 件*

○御意見に対する考え方：別紙 2 のとおり

*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

2. 規則等の改正案について

○上記 1.1 については、意見募集の結果を踏まえ傍線の引き方等の形式的な修正を加える（別紙 4 の赤字部分）。なお、別紙 3 については修正なし。

○上記 1.2 については、意見募集の結果を踏まえ、記載内容の明確化や整合性の確保等のための修正を加える（別紙 5、6、7 及び 8 の赤字部分）。

3. 放射線審議会への諮問

上記 2. のうち今回の眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正について、放射線障害防止の技術的基準に関する法律第 6 条に基づき、別紙 9 について、放射線審議会に諮問を行うこととしたい。

〈放射線障害防止の技術的基準に関する法律〉

第 6 条 関係行政機関の長は、放射線障害防止の技術的基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

なお、放射線審議会の意見を踏まえ、眼の水晶体以外の部分も併せ、答申後、原子力規制委員会で決定し、制定することとする。

4. 今後の予定

- ・放射線審議会への諮問
- ・放射線審議会からの答申
- ・答申を踏まえ原子力規制委員会で規則等改正を決定
- ・公布（官報掲載）上記委員会後、速やかに行う
- ・施行 令和 3 年 4 月 1 日（核種の一覧表の改正部分（【別紙 4】及び【別紙 5】）については、公布の日に施行する。）

別紙

別紙 1 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案への御意見に対する考え方（案）（1/2）

別紙 2 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案への御意見に対する考え方（案）（2/2）

別紙 3 眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）

別紙 4 眼の水晶体の線量限度の変更のための平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示（案）

- 別紙5 眼の水晶体の線量限度の変更のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係告示を改正する告示（案）本文
- 別紙6 別紙5による核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正（案）新旧対照条文
- 別紙7 別紙5による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正（案）新旧対照条文
- 別紙8 別紙5による平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部改正（案）新旧対照条文
- 別紙9 放射線審議会への諮問（案）（概要・新旧対照表条文を含む。）

以上

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案への御意見に対する考え方（案）（1 / 2）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正案についての御意見

No.	御意見（原文）	考え方
1	意見 1：改正する規則が一つであるにもかかわらず題名に「～のための」をつけるのは不適切であり、単に「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則」とすべき。	他の内容による改正と混同しないように改正目的を付したものであり、規則の数に関わりなく、制定文中の題名は原案のとおりとします。

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正案についての御意見

No.	御意見（原文）	考え方
2	意見 1：上記規則の意見 1 に同じ。題名を「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」とすべき。	同上
3	意見 2：新旧対照表のうち、第 18 条第 1 項は「第 20 条第 2 項」に、第 20 条第 3 項は「第 20 条」にも傍線を引くべき。先日の委員会で、法令改正の誤りの多さについて指摘され、長官は謝罪し、改善策を講じると宣言したが、このような初歩的な誤りが続いているのは困ったことです。	ご指摘を踏まえ、修正します。

4	<p>別表「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正に関する表」の第六条の記載は以下のように変更する必要があると考えます。</p> <p>【原案】 「眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び平成十三年四月一日以降五年毎に区分した各期間に月百ミリシーベルト」</p> <p>【変更の提案】 「眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び令和三年四月一日以降五年毎に区分した各期間に月百ミリシーベルト」</p> <p>【変更理由】 眼の水晶体の等価線量限度の変更は、令和三年からです。原案通りですと平成十三年から、眼の水晶体の五年毎の等価線量限度が存在していたかのように誤解されてしまうと思います。実効線量限度の五年毎(平成十三年施行)と時期を合わせることを意図しているかと思いますが、眼の水晶体の等価線量限度の適用は令和3年からです。</p> <p>「眼の水晶体については」と限定しておきながら平成十三年を始期にするとしたら説明が必要ではないでしょうか。</p> <p>五年毎の時期が、実効線量限度と水晶体の等価線量限度が一致しているので、放射線審議会の意見具申にもあります「管理上の問題」は避けることはできると思います。</p>	<p>本件は、平成30年2月の放射線審議会からの意見具申において、「起算点の扱い方が現状の実効線量の管理と整合するように扱うことが望ましい。」とされています。平成13年(西暦2001年)4月1日から施行されている実効線量の管理を5年ごとに区分した各期間と同じであることが明確になるよう、数量告示第五条第一号の実効線量限度の「平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間」とする規定が多く関係者に定着していることを踏まえ、原案としております。</p> <p>なお、眼の水晶体の5年ごとの等価線量限度の管理は、過去に遡って行うものではなく、始期は、実効線量限度と同じく令和3年(西暦2021年)4月1日となります。</p>
---	--	--

その他放射性同位元素等の規制に関する御意見

No.	御意見（原文）	考え方
1	<p>1. 施行規則第 20 条第 4 項において、第 1 号の保存すべき事項の一つに、「測定日時」とあります。</p> <p>（1）第 1 号の「汚染に状況」については、間接法の場合、ふき取った時期と試料の測定時期とは異なります。この場合の「測定日時」が、どの時期であるか、条文では不明確です。</p> <p>（2）第 1 号の「放射線に量」においても、積算型の線量計を用いた場合に、（1）と同様、「測定日時」が、特定できません。</p> <p>（3）（1）、（2）の点を踏まえ、第 1 号の「測定日時」ではなく、「測定年月日」は適切と考えます。なお、「測定年月日（ただし、測定と同時に測定結果を求めることができる場合は測定日時）」とする案にあると思います。</p> <p>（4）（1）（2）の点を踏まえ、「立入検査の主な指摘事項」について、「日時」について、時刻の記録がないとの指摘で、「不備事項」とされないことを希望します。</p> <p>2. 施行規則第 20 条第 4 項第 3 号の「測定日時」についても、「内部被ばく」の測定結果を計算での算出（数量告示第 19 条）した場合においても、1 と同様に、緊急被ばくを除き、「測定日時」が特定できません。</p>	<p>測定結果より、状況等を適切に評価するため、測定日時の記録は必要と考えます。なお、測定日時は、原則として放射線測定器による測定を行った日時（時刻及び年月日）となります。</p>

2	<p>3. 各種講習会での「最近の放射線安全規制の動向について」について、折角の情報ですが、内容が不十分と思います。事業所あるいは、各機関で行えるよう、以下の対応を希望します。</p> <p>(1)「立入検査に主な指摘事項」について、「不備事項」を「非密封施設」「密封施設」「販売、賃貸業」及び「廃棄業」に分けて積算していただきたい。</p> <p>(2)「集計結果」について、「非密封施設」「密封施設」を別に積算していただきたい。</p> <p>例えば、平成30年の立入検査結果において、医療機関の不備のあった事業所は「5」に対し、不備項目（事業所数）の合計は、「8」となっています。これは、一つの事業所で複数に「不備項目」があった（あくまで、推測ですが、「8」の「不備事項」うち、「4」を1事業所の「不備事項」で、残り「4」を4事業所が一つずつの不備を受けたとも考えられます。）ことと思いますが、複数不備のあった事業所の不備内容を公表願いたい。</p>	<p>各種講習会で示される「立入検査の主な指摘事項」の、集計の結果は、その指摘事項の傾向を示し、他の許可届出使用者等において同様の不備を生じないよう注意喚起する目的で示しているものです。</p> <p>公表情報の充実については引き続き検討していきます。</p>
---	--	--

その他の御意見

No.	御意見（要約）
3	医療業界において取り組んでいる従事者区分の徹底方策の支援の要望。
4	医療に従事する放射線業務従事者の被ばく管理の一元化の要望。
5	放射線測定器着用の徹底等の医師の被ばく管理の適正化に関する要望。

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案への御意見に対する考え方（案）（2 / 2）

No.	御意見(原文)	考え方
1	<p>[別紙 5: 制定文]</p> <p>第 2 条と第 3 条は統合し、「次の各号に掲げる告示中、「〇〇」を「××」に改めると規定すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定の簡略化のため、修正します。</p>
2	<p>[別紙 5: 制定文]</p> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置に係る技術的細目を定める告示及び船用炉告示を令和3年3月31日付けで廃止するにも係わらず、今回の改正でさほど重要でない箇所の変更を実施し、1年間程度規定する意味が分からないので説明していただきたい。また、船用炉告示は旧運輸省告示であるので本来は国土交通省が改正、廃止の手続きをすべきと考える。それにも係わらず原子力規制委員会が改正及び廃止できるシステムについて説明願いたい。</p>	<p>御指摘の変更については、規定の誤りを放置することは適当ではないことから、今回、告示廃止の改正を行うに当たり、その廃止までの間について誤りを是正するものとなります。</p> <p>一般的に、規則及び告示の法令番号には制定時の省庁名が記されることとなっています。御指摘の船舶炉規則及び告示は、原子力規制委員会が発足した平成 24 年に、国土交通省から原子力規制委員会へ移管されています。</p>
3	<p>[別紙 6: 線量告示]</p> <p>第 7 条第 3 項の「若しくは」は、その後の「区分」と「事象」でいったん閉じているため、いずれも「又は」に修正すべき。（「又は」と「若しくは」のつかいわけは法令審査の「基本のき」ではないかと思えます。）</p>	<p>御指摘の箇所について、分かり易さの観点から、同条第 2 項と並びをとり、修正します。</p>
4	<p>[別紙 7: 1F 告示]</p> <p>第 7 条第 2 項第 2 号の「若しくは」は「又は」に修正すべき。「若しくは」はその後の「区分」で閉じているのだから、その後の検出されたこと「又は」の又はと並列でないことは明らか。</p>	<p>御指摘の箇所は、線量限度の場合分けをしており、それを列挙していることから、原案のとおりとします。</p>
5	<p>[別紙 6: 線量告示]</p> <p>第 10 条第 1 項の「とし」と「として」が混在しているのはおかしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、分かり易さの観点から修正します。</p>

No.	御意見(原文)	考え方
6	<p>[別紙 6:線量告示] 第 10 条第 1 項の「及び貯蔵性能基準規則」と「並びに貯蔵性能基準規則」が混在しているのは条文の構造上おかしい。</p>	<p>第 10 条第 1 項の「及び貯蔵性能基準規則」の「及び」は、つなげる文中に(A 及び B)の記載がないため、「及び」を使用し、「並びに貯蔵性能基準規則」の「並びに」は、つなげる文中に(A 及び B)の記載があるため、接続詞を「並びに」としていることから、接続詞の整理に問題は無いため、原案のとおりとします。</p>
7	<p>[別紙 6:線量告示] 第 10 条第 3 項の「いずれか」は同時にパブコメ中の放射性同位元素等規制法施行規則には規定されておらず、同じ規制委員会の中で並びがとれていないのはおかしい。縦割り行政の弊害の象徴ではないですか？。</p> <p>[別紙 7:1F告示] 第 9 条第 3 項第 2 号の「いずれか」について、意見 7 に同じ。[上記と同じ]</p>	<p>御指摘を踏まえ、「いずれか」を削除し修正します。</p>
8	<p>[別紙 6:線量告示] 第 7 条第 4 項は「第 1 号」に傍線が必要。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>
9	<p>[別紙 8:外運搬告示] 第 42 条は最後の行だから、「削除」ではなく「条を削る」とすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>
10	<p>[別紙 8:外運搬告示] 7 ページの備考の記載は不要ではないか？ 表中に注記はないから。</p>	<p>意見募集の結果、表中に注記を追加したことから、原案のとおりとします。</p>
11	<p>[別紙 6:線量告示] 12 ページの改正後欄の第 1 条第 1 項第 2 号「(原子力船にあっては、当該濃度の七分の六)」を今回追加したのは、なぜですか？</p>	<p>御指摘の追加は、今回の改正において、船舶炉告示を含む複数の炉規法関係告示中の線量関連の規定の線量告示への一本化を行っていることによるものです。</p>

No.	御意見(原文)	考え方
12	<p>[別紙 6:線量告示] 18ページの改正後欄の第7条第3項の「(平成十二年政令第百九十五号)」は削除したほうがよいと思います。第7条第2項第2号では記載されていないから。</p>	<p>第7条第2項第1号において、政令番号を規定していることから、御指摘を踏まえ、削除し修正します。</p>
13	<p>[別紙 6:線量告示] 20ページの改正後欄の第10条第2項第2号の「内部被ばくによる実効線量は、内部被ばくによる実効線量・・・は、」のうち冒頭の傍線を付していない部分の「内部被ばくによる実効線量は、」は削除したほうがよいと思います。主語が重複しているから。</p> <p>[別紙 6:線量告示] 第10条第2項第2号の「実効線量は、」と「線量は、」が重なっており、条文として意味をなしていない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、10条第2項2号に「内部被ばくによる実効線量」を、その他の部分を第10条第4項に規定することにより、規定を明確にします。</p>
14	<p>[別紙 6:線量告示] 20ページの改正後欄の第10条第2項第2号の「核燃料物質使用規則第三条第八号ハ」について：21ページの改正前欄の第10条第4項では核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二号ハが引用されているが、同規則も今回改正するのか？</p>	<p>御指摘については、条項番号の誤りであるため、修正します。</p>

No.	御意見(原文)	考え方
15	<p>[全般]</p> <p>今回改正する内容が、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第十七条第八号等の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示等の一部を改正する告示」のみであるのにも係わらず、パブコメの意見募集の標題が、「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案」となっている。改正内容が「告示」であり「規則」では無いので、パブコメの意見募集の標題の記述に関し、「規則等」ではなく「告示」とすべきではなかったのではありませんか。</p>	<p>今回の改正は、眼の水晶体の線量限度の変更に関するものとして、原子炉等規制法並びに放射性同位元素等規制法の関係規則及び告示について、合わせて改正を行ったものです。今回の意見募集の標題は、これらの改正を合わせた共通の標題「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案に対する意見募集手続の実施について」に、放射性同位元素等規制法に係るものは「(1/2)」、原子炉等規制法に係るものには「(2/2)」を付して意見募集を行ったことによるものとなります。</p>
16	<p>[全般]</p> <p>電子政府の総合窓口の意見募集中案件詳細の根拠法令項欄の「・船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則第二条等第二項」は「・船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則第二条第二項等」の誤記か？</p>	<p>意見募集に係るホームページ画面に対する御意見ですが、御指摘のとおり誤記です。</p>

その他

1	<p>[別紙8:外運搬告示]</p> <p>本パブコメで「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に関し、本文の条文の改正のみが示されているが、当該告示第3条第1号の表中で呼び込んでいる別表2において「娘核種」という記載が8カ所もある。他の法令等では、時代の流れに従いそのほとんどが「子孫核種」と改正されているのが現状であるので、時代遅れの記述が残された法令にならないよう今改正に併せて当該記述も改正すべきと考える。</p>	<p>御指摘のとおりですが、今回改正となる告示以外にも「娘核種」のままとなっているものがあることから、今後、他の規制委員会規則と合わせ、改正を行います。</p>
---	---	--

※御意見の [] は意見対象又は注記を示す。

○原子力規制委員会規則第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二十条第二項及び第三項の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 名

眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

改正後	改正前
<p>(測定) 第二十条 「略」</p> <p>2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。</p> <p>一 外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イによる測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。</p> <p>ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、イ又はロによる測定に加え、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。</p> <p>ニ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位につ</p>	<p>(測定) 第二十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。</p> <p>ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、イ及びロのほか、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

<p> 二 〔略〕 三 〔略〕 四 法第二十条第三項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。 〔一〕五の二 略〕 五の三 前号の規定は、第五号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。 六 〔略〕 七 第二号から第五号の三までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。 八 〔略〕 </p>	<p> 二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕 五の二 同上〕 五の三 〔号を加える。〕 六 〔同上〕 七 第二号から第五号の二までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。 八 〔同上〕 </p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○原子力規制委員会告示第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条並びに第二十条第二項及び第四項の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 名

眼の水晶体の線量限度の変更のための平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を改正する告示（案）

平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二中「硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀」を「硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化

物以外の七合物並びに金銀」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>（等価線量限度）</p> <p>第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>（一時的立入者の測定に係る線量）</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号へに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（実効線量及び等価線量の算定）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 規則第二十条第四項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二（同項第五号の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する期間は、平成十三年四</p>	<p>（等価線量限度）</p> <p>第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>（一時的立入者の測定に係る線量）</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号ホに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（実効線量及び等価線量の算定）</p> <p>第二十条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。</p>

月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

○原子力規制委員会告示第 号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第十
七条第八号等の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための平成二年科学技術庁告示第五号（核燃
料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）等の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 名

眼の水晶体の線量限度の変更のための平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業
所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）等の一部を改正する告示（案
）
（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

基準に係る細目等を定める告示） 別表第一

二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号） 別表第二

三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号。以下「線量告示」という。） 別表第三

第二条 次に掲げる告示の規定中「~~炭素酸、硝化物、酸化物、水酸化物及び金剛酸~~」を「~~炭素酸、硝化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金剛酸~~」に改める。

一 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号。以下「船舶炉告示」という。）別表第一

二 線量告示別表第一

第三条 第一条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し

た部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、~~第二条及び第廿三条~~の規定は、公布の日から施行

する。

2 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示（昭和

五十三年科学技術庁告示第九号）及び船舶炉告示は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表第三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号及び第二条の五第二十八号イ、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「船舶炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染</p>	<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号及び第二条の五第二十八号イ、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量、濃度（核燃料物質使用規則第二条の</p>

された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量、濃度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度（原子力船にあつては、当該濃度の七分の六）の十分の一
- 三 「略」

2 「略」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の二第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二条の五第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「加工設工規則」という。）第八条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「加工性能基準規則」という。）第十三条第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「再処理設工規則」という。）第八条第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「再処理性能基準規則」という。）第十四条第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二条第一項、船舶炉規則第二条第二項第六号、第二種埋設規則第一条の二第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等設工規則」という。）第七条第一項、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設

五第二十八号イについては、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

- 一 「同上」
- 二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度の十分の一
- 三 「同上」

2 「同上」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の二第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二条の五第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「加工設工規則」という。）第八条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「加工性能基準規則」という。）第十三条第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「再処理設工規則」という。）第八条第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「再処理性能基準規則」という。）第十四条第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二条第一項、第二種埋設規則第一条の二第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等設工規則」という。）第七条第一項、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設

性能に係る技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則」という。）第十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「貯蔵設工規則」という。）第九条第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「研開炉技術基準規則」という。）第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号並びに第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

「一〇三 略」

2 「略」

（線量当量率等の記録）

第三条 製錬規則第六条第一項の表第二号ロ、試験炉規則第六条第一項の表第四号イ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号イ及びハ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号イ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号イ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号イ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号イ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号イ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号イ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号イの線量当量率並びに試験炉規則第六条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ニ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ハ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ及びニの線量当量は、第十条第一項又は第六項第五項の規

（以下「特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則」という。）第十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「貯蔵設工規則」という。）第九条第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「研開炉技術基準規則」という。）第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号並びに第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

「一〇三 同上」

2 「同上」

（線量当量率等の記録）

第三条 製錬規則第六条第一項の表第二号ロ、試験炉規則第六条第一項の表第四号イ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号イ及びハ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号イ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号イ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第三号イ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号イ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ニ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ及びニの線量当量は、第十条第一項又は第六項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

定により算定されたものについて記録するものとする。

2 製錬規則第六条第一項の表第二号ハ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ニ及びビヘ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ニ及びビヘ、加工規則第七条第一項の表第二号ハ及びビホ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ハ、再処理規則第八条第一項の表第二号ヘ及びビチ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ニ及びビヘ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ニ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ及びビヘ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ニ及びビヘ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニ及びビヘ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ニ及びビヘ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ホ及びビトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

「一〇三 略」

3 製錬規則第六条第一項の表第二号ニ及びビホ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ホ及びビト、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ホ及びビト、加工規則第七条第一項の表第二号ニ及びビヘ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ニ及びビホ、再処理規則第八条第一項の表第二号ト及びビリ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ホ及びビト、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ホ及びビヘ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ホ及びビト、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ホ及びビト、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びビト、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ホ及びビト並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ヘ及びビチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量及び眼の水晶体の等価線量のそれぞれの合計線量について記録するものとする。

(表面密度限度)

2 製錬規則第六条第一項の表第二号ハ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ニ及びビヘ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ニ及びビヘ、加工規則第七条第一項の表第二号ハ及びビホ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ハ、再処理規則第八条第一項の表第二号ヘ及びビチ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ニ及びビヘ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ及びビヘ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ニ及びビヘ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニ及びビヘ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ニ及びビヘ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ホ及びビトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

「一〇三 同上」

3 製錬規則第六条第一項の表第二号ニ及びビホ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ホ及びビト、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ホ及びビト、加工規則第七条第一項の表第二号ニ及びビヘ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ニ及びビホ、再処理規則第八条第一項の表第二号ト及びビリ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ホ及びビト、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ホ及びビト、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ホ及びビト、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びビト、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ホ及びビト並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ヘ及びビチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。

(表面密度限度)

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の三第一号ハ、加工規則第七条の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、船舶炉規則第二十条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

「表 略」

（放射線業務従事者等の線量限度）

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号。以下「外廃棄規則」という。）第二条第一項第七号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第十七条第八号、船舶炉規則第二十一条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一・二 略」

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を核原

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の三第一号ハ、加工規則第七条の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

「表 同上」

（放射線業務従事者等の線量限度）

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一・二 同上」

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を製錬

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 「略」

2 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、外廃棄規則第二条第一項第七号、外運搬規則第十七条第八号、船舶炉規則第二十一条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十

事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）、加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）、試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。）、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）、再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）、廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）、使用者（法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 「同上」

2 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二十条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原

四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、第三条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト

〔二・三 略〕

〔放射線業務従事者に係る濃度限度〕

第六条 試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第二号、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、船舶炉規則第二十一条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次の各号の濃度（原子力船にあつては、当該濃度の七分の六）とする。

〔一〇五 略〕

〔緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度〕

第七条 試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、外運搬規則第二十六条第二項、船舶炉規則第二十一条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について

子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

〔二・三 同上〕

〔放射線業務従事者に係る濃度限度〕

第六条 試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第二号、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

〔緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度〕

第七条 試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一 シーベルトとする。

2 「略」

一 「略」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号に定める検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 略」

3 第一項の規定にかかわらず、次のいずれかの事象が発生した場合の外運搬規則第二十六条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一 原子力災害対策特別措置法施行令~~平成十二年政令第百九十九号~~第四号第四項第四号に定める放射線量又は第六条第三項第三号の区分により同号に定める放射線量が検出されたこと。

二 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成二十四年

文部科学省
経済産業省令第二号）第三条又は第四条の事象
国土交通省

4 試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の

十一の四第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、外運搬規則第二十六条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、第二項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

2 「同上」

一 「同上」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 同上」

「項を加える。」

3 試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の

十一の四第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「試験炉設工規則」という。)
第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(以下「試験炉性能基準規則」という。)
第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第二条の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、船舶炉規則第二十七条第四号及び第七号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉技術基準規則第十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度(核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。)
は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。

「一〇六 略」

「二〇四 略」

(放射線業務従事者の線量の報告)

第九条 製錬規則第十二条第一項、試験炉規則第十八条第一項、核燃料物質使用規則第七条第一項、加工規則第十条第一項、再処理規則第二十一条第一項、実用炉規則第三百三十六条第一項及び第三百九条第一項、船舶炉規則第三十七条第一項、第二種埋設規則

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「試験炉設工規則」という。)
第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(以下「試験炉性能基準規則」という。)
第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第二条の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉技術基準規則第十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度(核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。)
は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

「二〇四 同上」

(放射線業務従事者の線量の報告)

第九条 製錬規則第十二条第一項、試験炉規則第十八条第一項、核燃料物質使用規則第七条第一項、加工規則第十条第一項、再処理規則第二十一条第一項、実用炉規則第三百三十六条第一項及び第三百九条第一項、第二種埋設規則第二十七条第一項、廃棄物管理

第二十七条第一項、廃棄物管理規則第四十条第一項、貯蔵規則第四十八条第一項及び第五十一条第一項、研開炉規則第三百三十一条第一項及び第三百三十四条第一項並びに第一種埋設規則第九十一条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実効線量とする。この場合において、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二条第十二号ホ、外廃棄規則第二条第一項第七号、外運搬規則第十七条第八号、再処理設工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七号第一号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率として、及び第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三十号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二号第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七号第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量として、それぞれ算定する。

2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和として算定する。

一 「略」

二 内部被ばくによる実効線量は、内部被ばくによる実効線量並

規則第四十条第一項、貯蔵規則第四十八条第一項及び第五十一条第一項、研開炉規則第三百三十一条第一項及び第三百三十四条第一項並びに第一種埋設規則第九十一条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、再処理設工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七号第一号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三十号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二号第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七号第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。

2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

一 「同上」

二 内部被ばくによる実効線量は、第四項の規定により算出した

ものとする。

「核燃料物質使用規則第三條第八号ハ、核原料物質使用規則第二條第七号ハ及び受託貯蔵規則第二條第十号ハの線量は、別

表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合には第二欄に、経口摂取の場合には第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したもの（和））とすること。

3 等価線量の算定については、次のとおりとする。

一 「略」

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、いずれも適切なものとする。

三 「略」

4 核燃料物質使用規則第二條の十一の五第二号ハ、核原料物質使用規則第二條第七号ハ及び受託貯蔵規則第二條第十号ハの線量は、第二項第二号の規定により算出したものとする。

5 実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。

6 線量当量及び線量当量率、実効線量並びに等価線量については、原子力規制委員会が認めた場合は、第一項から第四項第五項までの規定にかかわらず、他の方法により算定することができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

3 等価線量は、次のとおりとする。

一 「同上」

二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。

三 「同上」

4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第二條の十一の五第二号ハ、核原料物質使用規則第二條第七号ハ及び受託貯蔵規則第二條第十号ハの線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合には第二欄に、経口摂取の場合には第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したもの（和）とする。）とする。

5 第二項の実効線量又は第三項の等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。

6 第一項から第四項までの規定については、原子力規制委員会が認めた場合に、他の方法により算定することを妨げるものではない。

別表第二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部
改正に関する表(第一条関係)

改正後	改正前
<p>(線量当量率等の記録)</p> <p>第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「規則」という。)</p> <p>(第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第五項の規定により算定されたものについて記録するものとする。)</p> <p>2 規則第三条第一項の表第五号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。</p> <p>一 一年間の線量及び緊急作業に従事した期間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量及び眼の水晶体の等価線量のそれぞれの合計線量について記録するものとする。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度)</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、第一条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>第六条 (放射線業務従事者に係る濃度限度)</p> <p>規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度</p>	<p>(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率等の記録)</p> <p>第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「規則」という。)</p> <p>(第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第六項の規定により算出されたものについて記録するものとする。)</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 一年間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>第六条 (放射線業務従事者に係る濃度限度)</p> <p>規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度</p>

限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。
「一〇五 略」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事象が発生した場合の規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一 「略」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号に定める検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 略」

3 規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項各号に掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外等の濃度限度)

第八条 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。

「一〇六 略」

2 線量告示第二条第二項の場合において、前項の規定は適用しない。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第九条 第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線

限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。
「一〇五 同上」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号又は第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 同上」

3 規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外等の濃度限度)

第八条 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

2 前項の規定は、線量告示第二条第二項の規定に基づき原子力規制委員会が認めた場合には適用しない。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第九条 第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>量当量率は一センチメートル線量当量率として、それぞれ算定する。</p> <p>2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和として算定する。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 内部被ばくによる実効線量は、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあつては、それぞれの種類ごとに算出したものの和）とすること。</p> <p>3 等価線量の算定については、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、小適切なものとする。</p> <p>三 「略」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>4 実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>5 線量当量及び線量当量率、実効線量並びに等価線量については、原子力規制委員会が認めた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、他の方法により算定することができる。</p>
	<p>量当量率は一センチメートル線量当量率とする。</p> <p>2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 内部被ばくによる実効線量は、第四項の規定により算出したものとすること。</p> <p>3 等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 「同上」</p> <p>4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量は、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあつては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。</p> <p>5 第二項の実効線量又は第三項の等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定については、原子力規制委員会が認めた場合に、他の方法により算定することを妨げるものではない。</p>

別表第一 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後

改正前

第三十八条 削除

（放射線業務従事者に係る線量限度）
第三十八条 規則第十七条第八号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

- 一 五年間（平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）につき百ミリシーベルト
- 二 一年間（四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。）につき五十ミリシーベルト
- 三 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を法第五十八条第一項に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者に書面で申し出た者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

2 規則第十七条第八号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

- 一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト
- 二 皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 妊娠中である女子の腹部表面については、本人の申出等により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につきミリシーベルト

（実効線量等の算定）

第三十九条 前条の実効線量は、一センチメートル線量当量とする。

2 前条の等価線量は、次のとおりとする。

第三十九条 削除

第四十二條

削除
「条を削る。」

- 一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量とするこ
と。
- 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七
十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。
- 三 第三十八条第二項第三号に規定する女子の腹部表面の等価線
量は、一センチメートル線量当量とすること。
- 3 前条の実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受け
るための被ばくを除くものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定については、原子力規制委員会が認め
た場合に他の方法により算定することを妨げるものではない。

（緊急作業に係る線量限度）
第四十二條 規則第二十六條第二項の原子力規制委員会の定める線
量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等
価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について
一シーベルトとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、原子力災害対策特別措置法施行令（
平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第四号若しくは第六
条第三項第三号の区分により同号に定める放射線量が検出された
こと又は原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が
通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成二十四
年文部科学省 国土交通省
経済産業省令第二号）第三条若しくは第四条の事象が発生した
場合の規則第二十六條第二項の原子力規制委員会の定める線量限
度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の
等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量につい
て一シーベルトとする。
- 3 規則第二十六條第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合
は、前項に掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

原規技発第 号
令和元年 月 日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく
眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（諮問）

下記の規則及び告示について眼の水晶体の等価線量限度に関する基準を別紙の内容で策定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）第六条の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

記

- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）
- ・ 平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）
- ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）

以上

放射性同位元素等の規制に関する法令の改正要綱（案）

放射性同位元素等の規制に関する法令においては、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）及び平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）（以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。【告示の改正】

①平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間（施行日の令和3年4月1日以後）につき100ミリシーベルト

②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録を追加すること。【告示の改正】

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

(1) 眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加すること。

①眼の水晶体測定については、眼の近傍その他適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。【規則の改正】

②①の測定結果を1.(2)に定める期間について集計して記録及び保存すること。【規則の改正】

③眼の水晶体の等価線量の算定について3ミリメートル線量当量を選択肢とすること。【告示の改正】

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1)①～② 1. (2)	5.1 関係
2. (1)①～③	5.2(2) 関係

改正後	改正前
<p>(測定) 第二十条 「略」</p> <p>2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。</p> <p>一 外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イによる測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。</p> <p>ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、イ又はロによる測定に加え、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。</p> <p>ニ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、イからハまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位につ</p>	<p>(測定) 第二十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（イにおいて腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。</p> <p>ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、イ及びロのほか、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

<p> 二 〔略〕 三 〔略〕 四 法第二十条第三項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。 〔一〕五の二 略〕 五の三 前号の規定は、第五号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。 六 〔略〕 七 第二号から第五号の三までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。 八 〔略〕 </p>	<p> 二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕 五の二 同上〕 五の三 〔号を加える。〕 六 〔同上〕 七 第二号から第五号の二までの記録（第二十六条第一項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む。）を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を五年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。 八 〔同上〕 </p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表 平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(等価線量限度)</p> <p>第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量)</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号へに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 規則第二十条第四項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二(同項第五号の三において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する期間は、平成十三年四</p>	<p>(等価線量限度)</p> <p>第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量)</p> <p>第十八条 規則第二十条第二項第一号へに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について百マイクロシーベルトとする。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定)</p> <p>第二十条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>3 規則第二十条第四項第五号の二に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。</p>

月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法令の改正要綱（案）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法令においては、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。

①令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とするする5年間につき100ミリシーベルト

②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録を追加すること。

2. 眼の水晶体の等価線量の算定

眼の水晶体の等価線量の算定について3ミリメートル線量当量の選択肢を追加すること。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①、② 1. (2)	5.1 関係
2	5.2(2) 関係

別表第三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表（第一
条関係）

改正後	改正前
<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号及び第二条の五第二十八号イ、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「船舶炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染</p>	<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号及び第二条の五第二十八号イ、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量、濃度（核燃料物質使用規則第二条の</p>

された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量、濃度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度（原子力船にあつては、当該濃度の七分の六）の十分の一
- 三 「略」

2 「略」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の二第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二条の五第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「加工設工規則」という。）第八条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「加工性能基準規則」という。）第十三条第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「再処理設工規則」という。）第八条第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「再処理性能基準規則」という。）第十四条第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二条第一項、船舶炉規則第二条第二項第六号、第二種埋設規則第一条の二第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等設工規則」という。）第七条第一項、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の

五第二十八号イについては、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

- 一 「同上」
- 二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度の十分の一
- 三 「同上」

2 「同上」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の二第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二条の五第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「加工設工規則」という。）第八条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「加工性能基準規則」という。）第十三条第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「再処理設工規則」という。）第八条第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「再処理性能基準規則」という。）第十四条第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二条第一項、第二種埋設規則第一条の二第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等設工規則」という。）第七条第一項、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則

性能に係る技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則」という。）第十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「貯蔵設工規則」という。）第九条第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「研開炉技術基準規則」という。）第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号並びに第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

「一〇三 略」

2 「略」

（線量当量率等の記録）

第三条 製錬規則第六条第一項の表第二号ロ、試験炉規則第六条第一項の表第四号イ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号イ及びハ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号イ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号イ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号イ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号イ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号イ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号イ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号イの線量当量率並びに試験炉規則第六条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ニ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ハ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ及びニの線量当量は、第十条第一項又は第六項の規定によ

（以下「特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則」という。）第十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「貯蔵設工規則」という。）第九条第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四条第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「研開炉技術基準規則」という。）第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号並びに第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

「一〇三 同上」

2 「同上」

（線量当量率等の記録）

第三条 製錬規則第六条第一項の表第二号ロ、試験炉規則第六条第一項の表第四号イ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号イ及びハ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号イ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号イ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第三号イ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号イ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第四号ハ、加工規則第七条第一項の表第二号ロ、再処理規則第八条第一項の表第二号ニ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ハ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ロ及びハ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ハ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ハ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ハ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ハ及びニの線量当量は、第十条第一項又は第六項の規定により算定されたものについて記録するものとする。

り算定されたものについて記録するものとする。

2 製錬規則第六条第一項の表第二号ハ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ニ及びビヘ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ニ及びビヘ、加工規則第七条第一項の表第二号ハ及びビホ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ハ、再処理規則第八条第一項の表第二号ヘ及びビチ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ニ及びビヘ、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ニ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ及びビヘ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ニ及びビヘ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニ及びビヘ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ニ及びビヘ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

「一〇三 略」

3 製錬規則第六条第一項の表第二号ニ及びビホ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ホ及びト、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ホ及びト、加工規則第七条第一項の表第二号ニ及びビヘ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ニ及びビホ、再処理規則第八条第一項の表第二号ト及びビリ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ホ及びト、船舶炉規則第十九条第一項の表第四号ホ及びビヘ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ホ及びト、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ホ及びト、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びト、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ホ及びト並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ヘ及びビチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量及び眼の水晶体の等価線量のそれぞれの合計線量について記録するものとする。

(表面密度限度)

2 製錬規則第六条第一項の表第二号ハ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ニ及びビヘ、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ニ及びビヘ、加工規則第七条第一項の表第二号ハ及びビホ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ハ、再処理規則第八条第一項の表第二号ヘ及びビチ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ニ及びビヘ、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ニ及びビヘ、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ニ及びビヘ、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ニ及びビヘ、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ニ及びビヘ並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

「一〇三 同上」

3 製錬規則第六条第一項の表第二号ニ及びビホ、試験炉規則第六条第一項の表第四号ホ及びト、核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第二号ホ及びト、加工規則第七条第一項の表第二号ニ及びビヘ、核原料物質使用規則第三条第一項の表第二号ニ及びビホ、再処理規則第八条第一項の表第二号ト及びビリ、実用炉規則第六十七条第一項の表第五号ホ及びト、第二種埋設規則第十三条第一項の表第二号ホ及びト、廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第二号ホ及びト、貯蔵規則第二十七条第一項の表第三号ホ及びト、研開炉規則第六十二条第一項の表第五号ホ及びト並びに第一種埋設規則第四十四条第一項の表第三号ヘ及びビチの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。

(表面密度限度)

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の三第一号ハ、加工規則第七条の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、船舶炉規則第二十条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

「表 略」

（放射線業務従事者等の線量限度）

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号。以下「外廃棄規則」という。）第二条第一項第七号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第十七条第八号、船舶炉規則第二十一条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一・二 略」

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を核原

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の三第一号ハ、加工規則第七条の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

「表 同上」

（放射線業務従事者等の線量限度）

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一・二 同上」

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を製錬

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）及び原子力事業者等から運搬を委託された者、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 「略」

2 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、外廃棄規則第二条第一項第七号、外運搬規則第十七条第八号、船舶炉規則第二十一条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十

事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）、加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）、試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。）、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）、再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）、廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）、使用者（法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であつて法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 「同上」

2 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二十条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原

四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、第三条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト

〔二・三 略〕

〔放射線業務従事者に係る濃度限度〕

第六条 試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第二号、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、船舶炉規則第二十一条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次の各号の濃度（原子力船にあつては、当該濃度の七分の六）とする。

〔一〇五 略〕

〔緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度〕

第七条 試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、外運搬規則第二十六条第二項、船舶炉規則第二十一条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について

子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

〔二・三 同上〕

〔放射線業務従事者に係る濃度限度〕

第六条 試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第二号、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

〔緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度〕

第七条 試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一 シーベルトとする。

2 「略」

一 「略」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号に定める検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 略」

3|| 第一項の規定にかかわらず、次のいずれかの事象が発生した場合の外運搬規則第二十六条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一 原子力災害対策特別措置法施行令第四条第四項第四号に定める放射線量又は第六条第三項第三号の区分により同号に定める放射線量が検出されたこと。

二 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省
経済産業省令第二号）第三条又は第四条の事象
国土交通省

4||

試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、外運搬規則第二十六条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、第二項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

2 「同上」

一 「同上」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 同上」

「項を加える。」

3||

試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「試験炉設工規則」という。)
第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(以下「試験炉性能基準規則」という。)
第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第二条の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、船舶炉規則第二十七条第四号及び第七号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉技術基準規則第十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度(核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。)
は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。

「一〇六 略」

「二〇四 略」

(放射線業務従事者の線量の報告)

第九条 製錬規則第十二条第一項、試験炉規則第十八条第一項、核燃料物質使用規則第七条第一項、加工規則第十条第一項、再処理規則第二十一条第一項、実用炉規則第三百三十六条第一項及び第三百九条第一項、船舶炉規則第三十七条第一項、第二種埋設規則

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「試験炉設工規則」という。)
第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(以下「試験炉性能基準規則」という。)
第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第二条の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉技術基準規則第十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度(核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。)
は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

「二〇四 同上」

(放射線業務従事者の線量の報告)

第九条 製錬規則第十二条第一項、試験炉規則第十八条第一項、核燃料物質使用規則第七条第一項、加工規則第十条第一項、再処理規則第二十一条第一項、実用炉規則第三百三十六条第一項及び第三百九条第一項、第二種埋設規則第二十七条第一項、廃棄物管理

第二十七条第一項、廃棄物管理規則第四十条第一項、貯蔵規則第四十八条第一項及び第五十一条第一項、研開炉規則第三百三十一条第一項及び第三百三十四条第一項並びに第一種埋設規則第九十一条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実効線量とする。この場合において、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二条第十二号ホ、外廃棄規則第二条第一項第七号、外運搬規則第十七条第八号、再処理設工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七号第一号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率として、及び第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三十号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二号第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七号第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量として、それぞれ算定する。

2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和として算定する。

一 「略」

二 内部被ばくによる実効線量は、別表第一の第一欄に掲げる放

規則第四十条第一項、貯蔵規則第四十八条第一項及び第五十一条第一項、研開炉規則第三百三十一条第一項及び第三百三十四条第一項並びに第一種埋設規則第九十一条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、再処理設工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七号第一号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三十号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二号第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七号第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。

2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

一 「同上」

二 内部被ばくによる実効線量は、第四項の規定により算出した

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合）とすること。</p> <p>3 等価線量の算定については、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。</p> <p>三 「略」</p> <p>4 核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、第二項第二号の規定により算出したものとする。</p> <p>5 実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>6 線量当量及び線量当量率、実効線量並びに等価線量については、原子力規制委員会が認めた場合は、第一項から第四項までの規定にかかわらず、他の方法により算定することができる。</p>
	<p>ものとする。</p> <p>3 等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 「同上」</p> <p>4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合には第二欄に、経口摂取の場合には第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合）とすること。</p> <p>5 第二項の実効線量又は第三項の等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定については、原子力規制委員会が認めた場合に、他の方法により算定することを妨げるものではない。</p>

別表第二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部
改正に関する表(第一条関係)

改正後	改正前
<p>(線量当量率等の記録)</p> <p>第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「規則」という。)</p> <p>(第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第五項の規定により算定されたものについて記録するものとする。)</p> <p>2 規則第三条第一項の表第五号ホ及びトの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。</p> <p>一 一年間の線量及び緊急作業に従事した期間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量及び眼の水晶体の等価線量のそれぞれの合計線量について記録するものとする。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度)</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。</p> <p>一 眼の水晶体については、第一条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>第六条 (放射線業務従事者に係る濃度限度)</p> <p>規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度</p>	<p>(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率等の記録)</p> <p>第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「規則」という。)</p> <p>(第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第六項の規定により算出されたものについて記録するものとする。)</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 一年間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。</p> <p>(放射線業務従事者の線量限度)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>第六条 (放射線業務従事者に係る濃度限度)</p> <p>規則第十条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度</p>

限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。
「一〇五 略」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事象が発生した場合の規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一 「略」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号に定める検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 略」

3 規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項各号に掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外等の濃度限度)

第八条 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度について次のとおりとする。

「一〇六 略」

2 線量告示第二条第二項の場合において、前項の規定は適用しない。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第九条 第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線

限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。
「一〇五 同上」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号又は第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

「三・四 同上」

3 規則第十条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

(周辺監視区域外等の濃度限度)

第八条 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

2 前項の規定は、線量告示第二条第二項の規定に基づき原子力規制委員会が認めた場合には適用しない。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第九条 第一条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量は一センチメートル線量当量とし、同項に規定する外部放射線に係る線

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>量当量率は一センチメートル線量当量率として、それぞれ算定する。</p> <p>2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和として算定する。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 内部被ばくによる実効線量は、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和）とすること。</p> <p>3 等価線量の算定については、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なものとする。</p> <p>三 「略」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>4 実効線量又は等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>5 線量当量及び線量当量率、実効線量並びに等価線量については、原子力規制委員会が認めた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、他の方法により算定することができる。</p>
	<p>量当量率は一センチメートル線量当量率とする。</p> <p>2 実効線量は、次に規定する外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 内部被ばくによる実効線量は、第四項の規定により算出したものとすること。</p> <p>3 等価線量は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。</p> <p>三 「同上」</p> <p>4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量は、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。</p> <p>5 第二項の実効線量又は第三項の等価線量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくによるものを除くものとする。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定については、原子力規制委員会が認めた場合に、他の方法により算定することを妨げるものではない。</p>